

国における子ども・子育て支援新制度の  
基準等検討経過について

平成26年3月28日  
四日市市こども未来部こども未来課

# 子ども・子育て支援新制度施行に必要な基準等について

- 子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月から開始される予定となっていることから、平成26年後半に制度が確立できるよう、国においては、昨年から国子ども・子育て会議等の中で、各種基準づくりのための議論を重ね、早ければ平成25年度末を目途に、順次、基準等を定めた政省令が示されることになっている。
- 市町村は、法令で条例に定めることが義務付けられたものなど、条例や規則等で定める必要がある基準等について、国から順次示される政省令に基づき、今後、検討を進めていく必要がある。

条例の制定等が必要な基準

基準等	法令上の根拠
1. 保育の必要性の認定基準 (支給認定基準)	子ども・子育て支援法第20条関係
2. 特定教育・保育及び地域型保育の運営に関する基準 (確認制度)	子ども・子育て支援法第34条、46条関係
3. 地域型保育事業の認可基準	改正後の児童福祉法第34条の16関係
4. 放課後児童クラブの基準	改正後の児童福祉法第34条の8の2関係
5. 利用者負担の額	改正後の児童福祉法第56条関係

# 1 . 保育の必要性の認定基準について

## (1) 概要

保育の必要性の認定にあたって、国は、以下の3点の基準を検討している。

「事由」：保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由

「区分」：長時間認定または短時間認定の区分（保育の必要量）

「優先利用」：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

現行制度や各市町村における運用の実態等を勘案しながら検討

現行制度の下で保育所に入所できている子どもが、新制度への移行によって、直ちに退所させられることが生じないように留意

## (2) 保育の必要性の認定に係る「事由」について

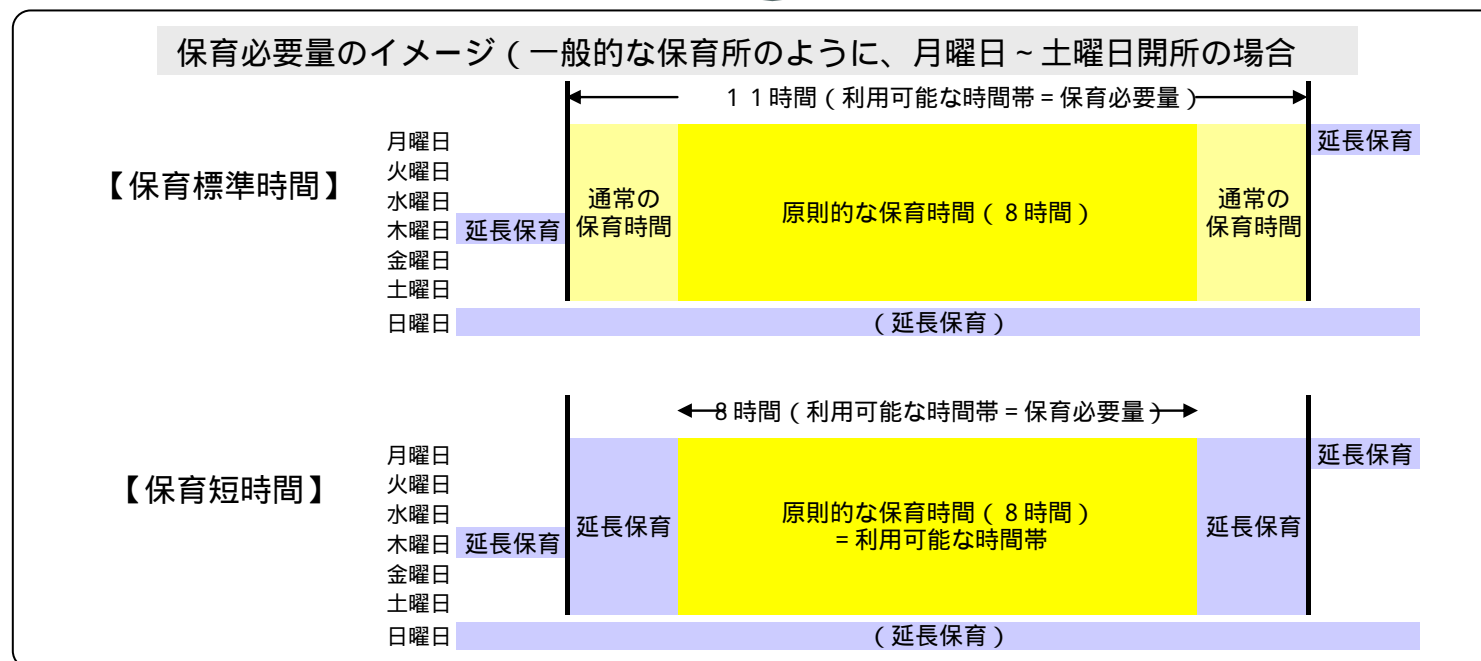
現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令27条関係)	子ども・子育て支援法
以下のいずれかの事由に該当し、 <u>かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること</u>	以下のいずれかの事由に該当すること  <u>同居親族等が保育できる場合、優先度の調整が可能</u>
就労（ <u>昼間の労働を常態としていること</u> ）	就労（ <u>パート、夜間、居宅内労働を含む</u> ）
妊娠、出産	妊娠、出産
保護者の疾病、障害	保護者の疾病、障害
同居親族の介護	同居又は <u>長期入院等している</u> 親族の介護・看護
災害復旧	災害復旧
	<u>求職活動（起業準備を含む）</u>
	<u>就学（職業訓練を含む）</u>
	<u>虐待やDVのおそれがあること</u>
	<u>育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること</u>
上記に類する状態にあること	上記に類する状態として市町村が認める場合

### (3) 「保育必要量」について

新制度においては、「保育標準時間（両親ともフルタイムで就労又はそれに近い場）」と「保育短時間（両親とも又はいずれかがパートタイムで就労）」の2区分とし、保育の認定を行うこととされています。

時間数の枠については、「保育標準時間」と「保育短時間」に応じて、以下のとおり

- 「保育標準時間」利用の保育必要量としては、現行制度における保育所の開所時間である1日11時間までの利用に対応するものとして、1ヶ月あたり平均275時間（認定に必要な就労時間は週30時間程度）が基本となる
- 「保育短時間」利用の保育必要量としては、原則的な保育時間である1日あたり8時間までの利用に対応するものとして、1ヶ月あたり平均200時間（認定に必要な就労時間は月48時間以上64時間以下の範囲で市町村が定める）が基本となる



## 2. 確認制度（利用定員、運営基準）について

### (1) 概要

認可を受けている幼稚園や保育園、地域型保育事業の事業者が、新制度における市町村の給付を受けるためには、認可定員とは別に、認定区分ごとの「**利用定員**」を設定したうえで、給付の対象となるかどうか「**確認**」を受けなければならない。

認定区分（法19条1項各号の区分をいう。）

1号区分……満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども

2号区分……満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

3号区分……満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

#### 利用定員について

論点事項		対応方針案
利用定員の設定方法	最低数	施設型給付の対象施設のうち、保育所と認定こども園の利用定員は、20人以上とし、幼稚園は最低利用定員を設けない。（地域型保育事業は、認可基準と併せて今後検討）
	年齢との関係	年度途中の入れ替わりに柔軟に対応しつつ、計画との整合性を確保するため、以下の区分で設定する。 < 1号（3 - 5歳） 2号（3 - 5歳） 3号（0歳 / 1 - 2歳） >
	保育標準時間・保育短時間との関係	働き方の状況によって、年度途中でも変動が生じるため、利用定員上の保育標準時間と保育短時間の区分は設けない。そのうえで、地域の実情等に応じて区分することは可能とする。
定員割れの場合の取扱い		利用児童数が認可定員数に満たない場合でも、認可定員を変更しなくても、実際の施設の利用状況を反映した利用定員で設定する。
定員超過の場合の取扱い		利用定員は、認可定員の範囲内で設定することを基本とするが、保育制度の特性や定員弾力化措置が待機児童対応に果たしてきた役割を踏まえ、公定価格等の議論と併せて検討する。
保護者の就労状況の変化に対応した認定区分の取扱い		保護者の就労状況が変化した場合、1号（教育のみ）と2号（保育の必要性あり）との間で認定区分を変更することになるが、子どもが通う施設の変更はできる限り避けるべきであり、柔軟な取扱いとすることを基本とする。

## 確認について

以下の要件を満たしているかどうかを「確認」する。  
 学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等  
 子ども・子育て支援法に基づく**運営基準**

- 運営基準については、国が定める基準（内閣府令）を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。
- 下表に掲げる検討事項のうち、運営基準に規定する内容と、運用通知等により明確化していく内容等に整理をしつつ、対応方針が検討される。

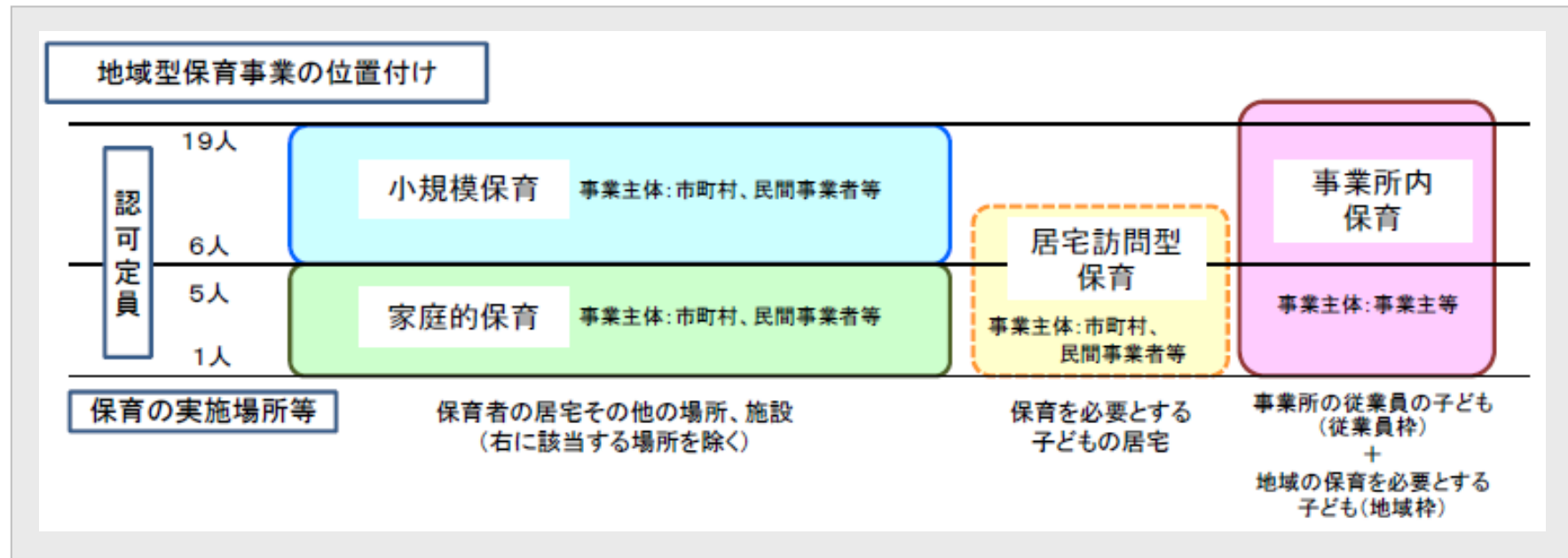
分類	対応方針を検討する主な事項
利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内容・手続きの説明、同意、契約</li> <li>・ 応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）</li> <li>・ 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考</li> <li>・ 支給認定証の確認、支給認定申請の援助</li> </ul>
教育・保育の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供</li> <li>・ 子どもの心身の状況の把握</li> <li>・ 子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む）</li> <li>・ 連携施設との連携（地域型保育事業のみ）</li> <li>・ 利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む）</li> <li>・ 利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止）</li> <li>・ 特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い）</li> </ul>
管理・運営等に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示</li> <li>・ 秘密保持、個人情報保護</li> <li>・ 非常災害対策、衛生管理</li> <li>・ 事故防止及び事故発生時の対応</li> <li>・ 苦情処理</li> <li>・ 会計処理（会計処理基準、区分経理、使用制限等）</li> <li>・ 記録の整備</li> </ul>
撤退時の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）</li> </ul>

### 3 . 地域型保育事業の認可基準について

#### (1) 地域型保育事業の概要

子ども・子育て支援新制度では、以下の保育を市町村による認可事業として、児童福祉法に位置づけたうえで、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなっている。

- 小規模保育・・・6人以上19人以下
- 家庭的保育・・・5人以下（保育ママ）
- 居宅訪問型保育・・・子どもの居宅で保育する
- 事業所内保育・・・従業員の子どものほか地域の子供を保育





## (2) 地域型保育事業の認可基準の概要

地域型保育事業の認可基準は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例として定めることになっている。

### 職員数・資格要件 < 対応方針案 >

		職員数	資格要件
家庭的保育		0～2歳児 3：1 家庭的保育補助者を置く場合 5：2	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)
小規模保育	A型	0歳児 3：1 1・2歳児 6：1+1名	保育士
	B型	0歳児 3：1 1・2歳児 6：1+1名	保育士が1/2以上 (保育士以外には必要な研修を実施)
	C型	0～2歳児 3：1 (補助者を置く場合、5：2)	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)
事業所内保育		定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育(A型、B型)と同様	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育(A型、B型)と同様
居宅訪問型保育		0～2歳児 1：1	必要な研修を修了し、保育士、保育士 と同等以上の知識及び経験を有すると 市町村長が認める者

小規模保育事業は3つの類型に分類

A型(保育所分園に近い) B型(家庭的保育に近い) C型(A型とB型の中間)

家庭的保育補助者

市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者

設備・面積基準 < 対応方針案 >

		設備	面積
家庭的保育		保育を行う専用居室	1人3.3㎡ (部屋自体は9.9㎡が必要)
小規模保育	A型	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	乳児室 / ほふく室 1人3.3㎡ 保育室 1人1.98㎡
	B型	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	乳児室 / ほふく室 1人3.3㎡ 保育室 1人1.98㎡
	C型	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	乳児室 / ほふく室 1人3.3㎡ 保育室 1人3.3㎡
事業所内保育		0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育(A型,B型)と同様
居宅訪問型保育		-	-

給食(自園調理) < 対応方針案 >

		給食	設備	職員
家庭的保育		自園調理 連携施設等 からの搬入可	料理設備	調理員 (保育を行う子どもが3人以下の場合、 家庭的保育補助者で対応可) 連携施設等からの搬入を行う場合不要
小規模 保育	A型			調理員 連携施設等からの搬入を行う場合不要
	B型			
	C型			
事業所内保育			定員20名以上 調理室 定員19名以下 調理設備	
居宅訪問型保育		-	-	-

現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置あり。

### 連携施設等 < 対応方針案 >

		連携施設	嘱託医
家庭的保育		連携施設の設定が必要	嘱託医
小規模保育	A型		
	B型		
	C型		
事業所内保育			
居宅訪問型保育		連携施設の設定は一律には求めない	-

更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期（平成31年度末）までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる（経過措置）  
 連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能

## 4 . 放課後児童クラブの基準について

### (1) 児童福祉法の主な改正事項

	現行	新制度施行後
対象児童	おおむね10歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生
設備及び運営の基準	定めなし	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定
市町村の関与	定めなし	事業開始前の事前の届出など

### (2) 概要 (社会保障審議会 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書より)

#### 放課後児童クラブの基本的な考え方

児童と保護者が安心して利用できる居場所として相応しい環境を整備していくことが適当

— そのためには —

- 安全面に配慮し、児童の自己管理能力を育てていくとともに、児童の発達段階に応じた主体的な生活や遊びが可能となるよう支援を行うこと
- 児童を見守る視点を家庭と放課後児童クラブとで補い合うことで、保護者が安心して子育てと就労を両立できるよう支えること

放課後児童クラブは、こうした機能・役割を持って、児童の発達・成長と自立を促し、健全な育成を図る事業であるということを明確に位置付けるべきである。

## 具体的な基準の内容について

基本的な考え方を踏まえ、改正後の児童福祉法で規定された厚生労働省で定める基準を「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の整理に従って、具体的な基準の検討が行われている。

### 【 従うべき基準 】

	現行の 放課後児童クラブガイドライン	審議会の検討内容
従事する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童指導員を配置すること</li> <li>・放課後児童指導員は、「児童の遊びを指導する者（児童厚生員）」の資格を有する者が望ましい。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 望ましいと示してきた「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とすることが適当。ただし、必ずしも業務に従事する者全員に資格を求める必要はない。</li> <li>2) 基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を補完するための研修を制度化することが適当。 有資格者となるための研修については、原則として都道府県が実施することが適当。</li> <li>3) 新たに作成するガイドライン等で着任時の研修の受講を推奨することが適当。</li> </ol>
従事者の人数	定めなし	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 職員は2人以上配置し、うち1人以上は有資格者とすることが適当。</li> <li>2) 小規模（20人未満）のクラブについては、職員の員数は2人以上の配置を原則としつつ、併設する施設の職員等が兼務可能な場合には、1人でも可とすることが適当。ただし、この場合の専任の職員は有資格者であることが適当である。</li> </ol>

【 参酌すべき基準 】

	<p>現行の 放課後児童クラブガイドライン</p>	<p>審議会の検討内容</p>
<p>児童の集団 の規模</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい</li> <li>・ 1つの放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 児童相互の関係性構築、1つの集団としてまとまりをもった生活、職員と児童の信頼関係という観点では、おおむね40人までが適当。</li> <li>2) 「児童数」の考え方については、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数で捉えることが適当。</li> </ol>
<p>施設・設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専用の部屋又は間仕切り等で仕切られた専用スペースを確保すること</li> <li>・ 児童1人当たりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい</li> <li>・ 子どもの体調が悪いときなどに休息できる静養スペースを設けること</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 専用室・専用スペースは、生活の場としての機能が十分に確保できるよう、児童が事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペースと捉えることが適当</li> <li>2) 現行の放課後児童クラブガイドラインと同様に、「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とすることが適当。  <ul style="list-style-type: none"> <li>なお、面積要件の算定の基礎となる「児童数」は、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数で捉えることが適当。</li> </ul> </li> <li>3) 静養スペースを設けることが適当。なお、静養スペースの設置の方法は、児童の安全、健康、衛生面に配慮しつつ、各クラブの実情に応じたものとするべき。</li> </ol>

【 参酌すべき基準 】

	現行の 放課後児童クラブガイドライン	審議会の検討内容
開所日数 開所時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること</li> <li>・休日の開所時間は、保護者の就労実態等をふまえて8時間以上開所すること</li> </ul>	<p>1) 開所日数は、現状の実態や国庫補助基準等を参考に、おおむね平日の授業日に学校の長期休業日を加えた数である年間250日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとするのが適当。</p> <p>2) 開始時間は、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとするのが適当。</p>

その他の事項

	審議会の検討内容
利用手続き	国が一律に利用手続きの方法を示すのではなく、これまでどおり、地域の実情に応じて市町村が適切に利用手続きを定め、実施することが適当。
斡旋・調整等	保護者から求めがあった場合、待機児童が発生した場合に、クラブと市町村とが密接に連携し、その保護者に対し、定員に達していないクラブを紹介する等の方法が考えられる。
対象年齢	児童福祉法の改正により、6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたが「事業の対象範囲」を示すものであり、個々のクラブにおいてすべて6年生までの受入れを義務化したものではない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先利用について</li> <li>・その他の放課後の児童の居場所を確保するための事業や特別な支援を必要とする児童の関係機関との連携について</li> </ul>

# 5 . 公定価格と利用者負担について

## (1) 概要

### 公定価格

- 子ども・子育て支援新制度では、「**施設型給付**」及び「**地域型保育給付**」が創設され、市町村の確認を受けた施設や事業の財政支援を保障している。

施設型給付・・・認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付  
地域型保育給付・・・小規模保育、事業所内保育、家庭的保育、居宅訪問型保育の事業に共通の給付  
私立保育所に対しては、委託費として支払う

【参考】

< 現行制度 >

幼稚園	私学助成(都道府県)
	就園奨励費補助(市町村)
保育園	保育所運営費負担金(市町村)
地域型保育	安定財源なし

< 新制度 >

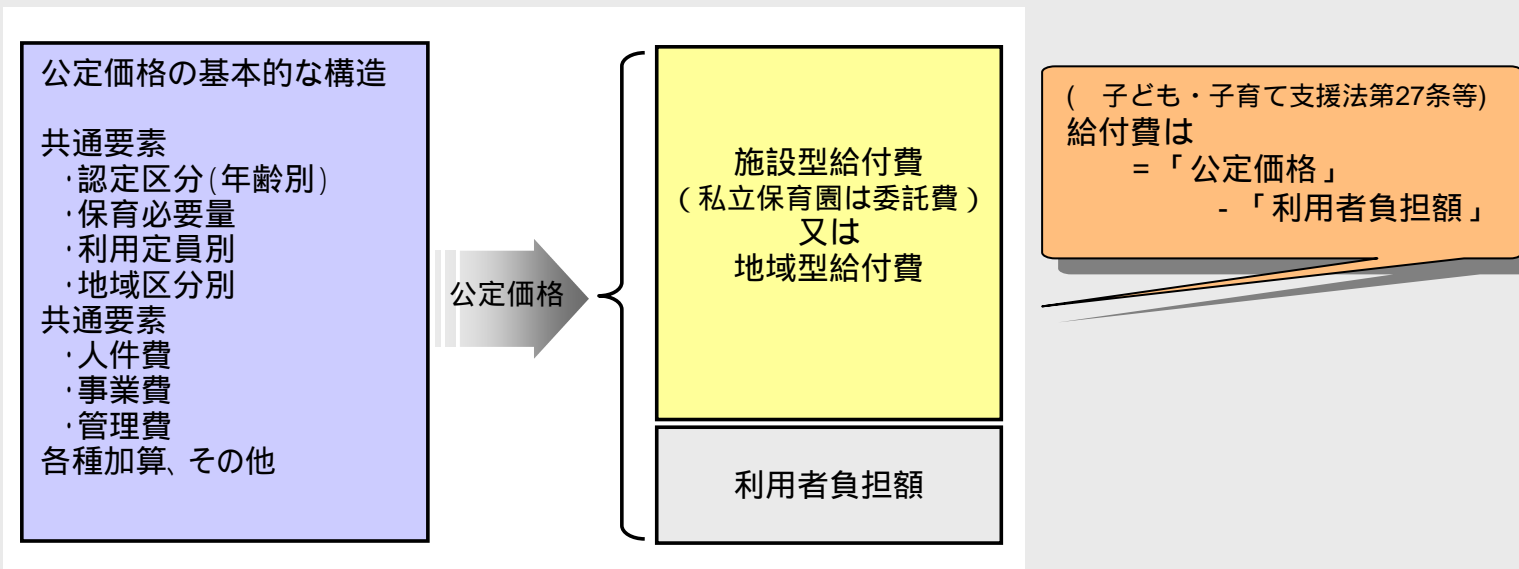
施設型給付 (市町村) 従来どおりの財政支援を 選択することも可。
地域型保育給付 (市町村)

- 『**公定価格**』とは、この施設型給付と地域型給付の算定基礎となるもので、「認定区分」や「保育必要量」、「施設の所在する地域」などから、教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額として国が定める額をいう。

公定価格のイメージ



## 【公定価格 給付費 利用者負担の関係性のイメージ】



### 利用者負担

法律上、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園、保育所の利用者負担の水準を基に、具体的な水準を検討するとされている。

参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会・附帯決議

施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を基に、両者の整合性の確保に十分配慮するものとする。

今後の見通し

最終的に平成27年度予算編成を経て決定されるが、国が定める水準を早期に固め、平成26年度の4月～6月に骨格、仮単価が示される予定となっている。